

社会福祉士養成施設の申請及び届出書について

			計画書	申請書	申請書	届出書	備考
			1年前まで(※)	6ヶ月前まで	3ヶ月前まで	1ヶ月以内	
新規設置			○	○			
変更	学則	修業年限(修業期間)	○	○			
		年間総定員	増加	○	○		
			減少			○	
		学級数		○	○		
		養成課程		○	○		
		学則(その他)					○
	校舎の各室の用途及び面積			○			
	通信養成を行う地域(通信)			○			
	添削その他の指導の方法(通信)			○			
	設置者の名称及び住所					○	
	養成施設の名称及び住所					○	
	専任教員及び教員要件を有する教員					○	
	カリキュラム					○	
実習施設(指導者を含む)の変更					○		
面接授業の実施機関における講義室及び演習室の使用 についての当該施設の設置者の承諾書(通信)					○		
課程修了の認定の方法(通信)					○		
指定取り消し				○			
業務報告			毎年5月末までに報告				

※計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出になります